

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 10 日現在

機関番号：34305

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2011～2012

課題番号：23830100

研究課題名（和文） 法律相談過程における心的概念の意義と機能：臨床心理学的法実践の法社会学

研究課題名（英文） How does The Concept of Mind Work in Legal-Counseling Process?: A Socio-legal Study on Legal Practice based on Clinical Psychology

研究代表者

山田 恵子 (YAMADA KEIKO)

京都女子大学・法学部・講師

研究者番号：80615063

研究成果の概要（和文）：

本研究は、質的調査・各種二次資料を用いて、「心的概念（感情）」の法律相談過程において果たす役割について理論的・経験的に明らかにし、以て、臨床心理学的手法を取り入れた法実践——とりわけ、リーガル・カウンセリング（以下、LC）——のインパクトを実証的に検証しようとするものである。具体的には、法の臨床心理学化の影響化の下で、LCの概念自体が弁護士・司法書士の実践的関心と連動しつつ変容・多義化していること、こうした拡散が、法的助言の実質的内容に影響を与える以前に、法的行為の進め方（手続的関与）に影響を与えていることが明らかとなった。

研究成果の概要（英文）：

Recently, a new model of legal profession whose legal practice is based on clinical psychology appears as the socio-legal theories of Legal-Counseling(LC) and ADR are more developed in Japan. This study tries to examine how those legal professions practice legal work actually and what differences are between legal practice based on clinical psychology and one not based on. I conducted the case study through qualitative interviews with some legal professions—lawyer and judicial scrivener—practicing LC.

The case study reveals that (1) the concept of LC is transfigure and/or ambiguous because each legal profession re-constructs the concept in terms of her/his orientation for cases she/he deals with, and (2) the variation of the concept impacts some procedural aspects rather than substantive ones of legal advice which legal professions provide for clients.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2011年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2012年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,700,000	510,000	2,210,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：法律相談、法の心理学化、弁護士、司法書士

1. 研究開始当初の背景

今日の法社会学理論に課せられた主要な問いの一つは、「法は、紛争当事者の心理的・感情的要素にいかに応答できるか/すべきか」という問題である。修復的司法、命日払い判決、裁判外紛争処理といった近年の諸々の法的動向は総じてかかる問題設定を基軸としており、そこでは、法ないし法的主体が心理的・感情的問題を排除し法的解決のみに専心することの弊害が経験的に指摘され、またより理論的な形では、従来、心理的・感情的問題の解決フォーラムとして機能してきた共同体的社会関係の弛緩により、法がその本質において「治癒的」機能を担うフォーラムへ変容したとの社会的構造的分析が呈示されてきた。これらの現実的・理論的動向は、現代社会における法の実効化条件の一つが、法・法制度・法専門家側による、紛争当事者の法的ニーズと心理的・感情的ニーズとの適切な調整に帰属するものであることを含意するものである。

こうした観点から、法律相談については、法と心理の調整を達成すべく、法専門家主導の法情報提供型法律相談の限界を見据えながら、依頼者中心の心理的ニーズに根差したカウンセリング型法律相談の理論・技法に関する議論が展開されてきた。これらの議論は、臨床心理学ないしカウンセリング論の思想及び技法を法律相談場面へと適用ないし応用する方途を志向するものである。研究代表者のこれまでの研究は、既存の臨床心理学的理論に基づき法律相談の理論及び技法の改善提案を行うという先行研究の諸アプローチが、共通してある基礎的問題——法と心理がいかに現実には連関しているのか——についての検討を欠如させており、その結果、法と心理の関係を分析的に研究したり実践

的に調和させるという課題に適切に回答できていないことを、法律相談場面の参与観察に基づき、理論的・経験的に明らかにしてきた。したがって、この視点を更に発展させ、法律相談過程において、法専門家ないし相談者の「心的概念」およびそのズレが、法律相談過程における法の使用ないしその展開過程にいかなる影響を与えているかをより分析的な形で明らかにし、法外在的な臨床心理学的理論に依拠することなく、真に機能的な法律相談の構築を目指すことが喫緊の課題であったといえる。

しかし他方で、既存の研究においては、法ないし法専門家が相談者の心理的・感情的問題を軽視・看過していることを（問題認識の）前提としてきたことから、2000年代以降、相談者の心理的問題（と法的問題の融合的解決）に対応すべく新たに登場した、臨床心理学的手法に基づく上述のような法の態様が法律相談過程にいかなるインパクトを与えたか/しているか、についての議論が全くなされてこなかった。研究代表者はこれまで、臨床社会学の知見を参照しつつ、社会の「心理学化」が法の分野にも浸透し始め、法の（臨床）心理学化が生じていると論じてきた。法の臨床心理学化とは、法学研究者あるいは法実務家が、相談者の心理的問題を法的問題として認識・概念化し、法・法制度・法実務の中に、臨床心理学あるいはカウンセリング論の理論・技法を摂取・援用する結果、法規範ないし法的解決における臨床心理学的言説の比重が高まる事態を指すが、この新たな法の形態——臨床心理学的法実践——は、理論上だけでなく法実務、とりわけ法律相談実践に大きな影響を与えていると推測できる。とするならば、「心理学化された」法・法制度が、弁護士—依頼者間の相談の在り方あるい

はより広く法実践にいかなる影響を与えているか、そのインパクトを評価することが、法社会的に必須の課題であったということが出来る。

2. 研究の目的

本研究は、弁護士・司法書士等の法専門家が意識的に臨床心理学的手法に基づく法ないし法の技法（スキル）を援用した法律相談過程に焦点を当て、そこでの心的概念の意義・機能（の変容）を理論的・経験的に検証することによって、日本社会における臨床心理学的法実践の運用のインパクトを検証することを目的とする。

より具体的には、第一に、法律相談理論における心的概念の意義と機能を理論的に析出し類型化すること、第二に、法律相談場面における意識的／無意識的な臨床心理学的法実践が心的概念の意義と機能に変容をもたらしているか、もたらしているとすればそれはいかなる変容かを経験的に明らかにすること、第三に、以上の相互影響関係を分析して、試論的に、臨床心理学的法実践の運用のインパクトを法律相談過程を端緒として解析することである。

3. 研究の方法

(1) 準備的（理論的）研究：

①文献研究：法社会学（法律相談論）・臨床心理学・臨床社会学分野の先行研究を比較検討し、法的予防・解決を志向する法制度的構造内部において心理的問題が持つ諸特質を析出した。

②面接調査デザイン策定：国内外の先行研究を基礎に、方法論、調査内容、調査実施手順などについて検討を行った。また、法律相談論の分野では、本研究が目的とするような「心理的問題に対処するために構築された臨床心理学的法実践の心理的問題へのインパクトの検証」といった、いわゆる再帰的検

証の方法が未だ確立されていないことから、あわせて法執行のインパクトに関する文献についても検討を行い、面接調査をデザインする際の参考とした。

(2) 面接調査：

2012年3月から8月にかけて、面接による質的調査を実施した。対象者は、弁護士5名、司法書士7名の計12名であり、いずれもLC論について一定の知識・経験をもつ法専門家である。インタビュー質問項目は、次の5項目を中心とした。

RQ1	仕事の基本的概要(対象者の基本的属性, 勤務内容・形態)
RQ2	LCの学習(動機, 時期, 内容, その中で特に興味深かったLCの内容)
RQ3	LCの説明・実践(LCに関連する具体的実践例(2~4ケース), LCの定義)
RQ4	LCの影響(LC論学習・適用後の変化, LC論の困難)
RQ5	その他特記すべき事項

(3) データ分析：

上記面接調査のデータを基に、①法律相談過程における心的概念（思念形態）の抽出、②LCの概念パターンと当該実践の相互影響関係について、重点的に分析した。

(4) 成果報告：

研究途上において得られた知見・成果を適宜法専門家に向けて報告しフィードバックを得ることで、理論と実務のバランスに長けた多様な視点を獲得し、研究の高度理論化を防ぐとともに、実務の批判的指針となりうるようにした。

4. 研究成果

上記の面接調査から得られたデータの整理を基に先行研究を踏まえて分析を行ったところ、次のことが明らかとなった。

(1) 得られた知見：

①法の臨床心理学化の理論的・実践的意義：

a.大きな傾向として、法の臨床心理学化はそれ単体としては法実務に大きな影響を与えていないこと、ただし、ADR（裁判外紛争処理）の動きと連動しつつ法実践の在り方（実体面・手続面）に少なからず影響を与えていることが明らかとなった。たとえば、臨床心理学的な法の技法を学んだ法専門家は実際に「法（権利実現）以外での関わり」を重視し「全体的アプローチ」を志向する傾向があった。また手続的には、紛争当事者双方の対話の場を設定する・陳述書を重視するなど、法的行為を進める際に従来型の法実践と異なるステップを介在させる可能性が高かった。

b.これら法専門家は当該技法を単に相談者・依頼者に対して使用するのではなく、自らの法的行為を「客観的・批判的」に分析する際にも使用し（メタ認知の規準としての使用）、より自省的な法実践に傾斜しやすいことが分かった。この傾向は、臨床心理学的技法（傾聴、質問技法、焦点の当て方、対決等）が「知識」として語られるのではなく、個別ケースの語りに埋め込まれている場合に顕著であった。したがって臨床心理学的技法の学習とトレーニングによる無意識化が法の反省的实践を導く可能性が看取された。

c.なお、法学を含む諸領域の学知の（臨床）心理学化は、総じて「個人化」を規定要因とするものであるが、法制度内部において臨床心理学化が援用されるときには、隣接領域でつとに指摘される「個人化＝社会的契機の喪失」に関する批判的文脈が見失われる危険性が明らかとなった。この喪失〔法社会学的議論における特質〕は、面接調査および二次資料から、仮説的にはあるが、法的場面においては法的言語化という法特有の「公的」作

業が行われることから、過度の個人化・社会的契機の喪失を免れうる（あるいは中和される）と暗に想定されていること、法実践の場面においてもそうした想定が働いていることが明らかとなった。こうした想定が法の臨床心理学化（傾向）にいかなる影響を与えているかについては、現在、分析に着手し始めたところである。

②LC概念の拡散と法実践の変容：上記の実践的意義を、とりわけ、法の臨床心理学化の一形態であるLC論に焦点をあててみるならば、法実務に与えるLC論のインパクト自体は未だ低調であること、一方LCの影響が見られるところではLCの概念自体が各法専門家の対処する問題種別と連関して変容・多義化していること、この概念の多様性は、「ニーズ発見」「生活改善」「紛争当事者双方の納得・満足」「相談者対応」という概ね4つの思念形態のもとで拡散していること、が明らかとなった。また、これらの思念形態に応じて、現実の法的行為に様々なバリエーションが生起することが示唆された。とりわけ、大きな動向として、「生活改善」の思念形態のもとでは「関係当事者への働きかけ」が行われ、「紛争当事者双方の納得・満足」の思念形態のもとでは「紛争当事者双方の対話の場の設定」が行われ易いことが分かった。以上から、LCの概念と手続的行為パターン（変容）の相互影響関係が一部明らかになったといえる。

（2）今後の課題・展望：

①経過観察の必要性：ただし、本研究においては、そもそも上記のような法実践の変容が法の臨床心理学化のもとで生起するパターンであるのか、それとも他の社会的要因の関連の下で（も）生起する現象であるのかについて、詳細な検討がなされていない。たとえば、本研究で実施した面接調査からは、交

渉理論やADR論が法実践に与える影響についても（予備的に）明らかとなった。したがって、法の臨床心理学化の影響についてはさらなる経過観察が必要であるとともに、理論知の相互影響関係をより詳細に分析する必要がある。

②再帰的検証に関わる方法論の開発・彫刻：上述の課題①は、方法論的にいえば、本研究がより精確にLC論それ自体のインパクトを把握・分析し得ていないこと、すなわち「再帰性」についての検証方法が不十分であったことを示唆するものといえる。したがって、上記経過観察とともに、再帰的検証を開発・彫刻する必要がある。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計1件）

- ① 山田恵子「法律相談過程における「当事者」の確定(1)」京女法学1号（2011年）245-262頁、査読無

〔学会発表〕（計2件）

- ① 山田恵子「リプライ報告：リアリティとしての法と心理」、エスノメソドロジー・会話分析研究会、2012年3月31日、明治学院大学
- ② 山田恵子「司法書士と法律相談——フィールドワークを通して見えた世界」京都司法書士会調停運営センター研修会、2013年3月27日、京都司法書士会館

6. 研究組織

(1) 研究代表者

山田 恵子 (YAMADA KEIKO)
京都女子大学・法学部・講師
研究者番号：80615063

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし